

第7回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和3年11月16日 火曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

① 知事許可漁業の更新について（中型まき網漁業他）

i 制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問）

ii 許可等の取扱方針の制定について

② かが漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について

③ くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について（諮問）

④ 10月の許認可実績について

⑤ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年11月10日

3. 出席者

出席委員（11名）

会長代理 新谷 栄作

委員 勝木 省司

〃 杉野 哲也

〃 中村 浩二

〃 太田 均

〃 中 浩二

委員 坂下 優

〃 中村 明子

〃 五十嵐誠一

〃 角屋 敏彦

〃 橋本 勝寿

欠席委員（4名）

稲村 幸雄、小川 英樹、川島 和彦、笹波 守勝

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、小柳専門員、須沼専門員
島田主任技師

事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 知事許可漁業の更新について（中型まき網漁業他）

①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について（諮問・答申）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。（資料1参照）

②許可等の取扱方針の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の制定を承認した。

（資料2、3参照）

(2) かが漁業（べにずわいがに）の許可等の取扱方針の一部改正について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の一部改正を承認した。

（資料4参照）

- (3) くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について (諮問・答申)
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。 (資料5参照)
- (5) 10月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。 (資料6参照)
- (6) その他

6. 委員会終了時間 午後2時25分

第7回海区漁業調整委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長	<p>それでは、ただ今から第7回石川海区漁業調整委員会を開催します。</p> <p>なお、本日は、稲村会長、小川委員、笹波委員、川島委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、開会にあたり、新谷会長代理からご挨拶をお願いします。</p>
新 谷 会 長 代 理	<p>皆様、ご苦勞様です。</p> <p>本日は、稲村会長が欠席ということで、私が会長に代わりまして議事の進行をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、ご協力の程、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、本日の議題は、中型まき網等の許可の更新手続き、べにずわいがにかご漁業の許可の取扱方針の一部改正、くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲量の配分等についてということであります。</p> <p>委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りながら、進行していきたいと思っております。</p> <p>本日は、よろしく申し上げます。</p>
福 嶋 局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。</p> <p>最初に次第、次に資料-1「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料-2「中型まき網漁業の許可等の取扱方針」、参考-1「中型まき網（西海）の操業区域図」と参考2に「中型まき網（輪島）の操業区域図」、資料-3「かご漁業（えび）の許可等の取扱方針」、資料-4「かご漁業（べにずわいがに）の許可の取扱方針の一部改正」、資料-5「特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等について」、資料-6「10月の許認可実績について」、また、水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。</p> <p>最後に、カラーで今年度から加能ガニのトップブランドということで、加能ガニ「輝」というチラシを付けさせていただいております。</p> <p>以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。</p> <p>それでは新谷会長代理、議事の進行をお願いします。</p>
新 谷 会 長 代 理	<p>それでは、議事を進めます。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を中村浩二委員と橋本委員にお願いします。</p> <p style="text-align: center;">[両委員 了承]</p>
新 谷 会 長 代 理	<p>それでは、議題1の「知事許可漁業の更新（中型まき網漁業</p>

他)」について、①制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示について知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、②許可等の取扱方針の制定についても説明をお願いします。

大内局長

事務局より先に1ページの資料1の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

小柳専門員

水産課の小柳です。

資料1の諮問文の後の2ページから4ページまでの制限措置、資料2と資料3の許可等の取扱方針について説明いたします。また、参考として参考—1として西海地区の中型まき網操業区域図、参考—2輪島地区の中型まき網操業区域図をつけてありますので、各資料を並べてみていただければと思います。

まず、2ページから4ページの制限措置の公示です。毎回同様のことを言いますが、漁業法が改正されまして、申請前に、内容や、許可をする数、漁業を営む者の資格等をホームページで公表し、それをもって申請するという形になっております。

今回ご審議いただく制限措置の漁業許可の種類は、中型まき網漁業、かご漁業（えび）です。昨年12月1日付けで、これらについて公示はしておりますが、資料のグレーに塗ってある部分、許可をすべき数、漁業を営む者の資格、遊休許可の枠の数、そして輪島地区を中型まき網漁業の操業区域、これらが審議していただく内容となります。4ページのかご漁業（えび）について、輪島市を対象としたものについては白抜きとなっておりますが、輪島は許可の更新期間が来年であるため、その時に改めてご審議いただきます。

中型まき網漁業について、輪島地区を対象とした操業区域がグレーになっているのは、より厳密に定めるため地点の後に世界測地系の緯度経度を追加したことによるもので、内容としては従来と変わりはありません。操業区域について、西海、輪島で重なる区域もあるため、分かりやすくご覧いただくために、参考—1に西海を対象とした中型まき網漁業の操業区域図、参考—2に輪島を対象とした中型まき網の操業区域図をご用意いたしました。今回追加いたしました世界測地系の緯度経度というのは、参考—2輪島市を対象とした中型まき網の操業区域図の中のア、イ、ウ、エ、オ、カで囲まれた白抜きの部分、この部分をより厳密に定めるために、世界測地系の緯度経度表記を追加したということで、繰り返しになりますが内容については従来と変わりありません。

併せて、資料の2と3については、許可の取扱方針になっています。資料—2は中型まき網漁業の許可等の取扱い方針です。こちらは、先ほどご説明いたしました通り、操業区域の中に世界測地系の緯度経度を追加したほかは、従来の取扱方針と内容は変わっていません。

改正漁業法に基づいて、少し書き方を変えておりまして、6ページに制限措置の一覧、7ページに操業区域、続けて条件という形で載せております。なお、制限措置は資料1の公示と同じ内容となっております。

また、資料—3のかご漁業（えび）の許可方針につきましては、従来は西海、輪島それぞれにあった取扱方針を一つにまとめたものになります。内容については従来とほぼ同じなのですが、一点だけ、11ページ目の「第7 海難防止上のかご入れ措置について」、これについては、従来は西海を対象とした取扱方針にのみ記載があったのですが、しけの時に安全のために大型の船を使ってかごを入れることを認めることもある、ということで輪島地区についても同様といたしました。これ以外は従来と同じ内容となっております。書き方としては、12ページの別表1に制限措置、13ページの別表2に条件を記載しております。

以上、資料1の制限措置の公示、資料2と3の許可の取扱方針の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

新谷会長代理

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

福嶋局長

小柳さん、隻数には触れていませんが、従来の隻数と変わっていないのですね。

小柳専門員

はい。

福嶋局長

隻数は、今出ている許可の数で更新されるということですね。

小柳専門員

はい。そうです。

新谷会長代理

隻数についても、現状どおりだそうです。
ご質問等は、ございませんか。

[質問等無し]

新谷会長代理

以上なければ、知事から諮問の、①の制限措置・許可又は起業の認可を申請すべき期間の公示については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

新谷会長代理

また、②の許可等の取扱方針の制定については、中型まき網漁業及びかご漁業（えび）を案のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

新谷会長代理

次に、議題2「かご漁業（べにずわいがに）の許可の取扱方針の一部改正」について水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

水産課の島田です。

資料4、かご漁業（べにずわいがに）の許可の取扱方針の一部改正について、をご覧ください。

15ページが概要、17ページ目に要望書、あとは新旧対照表と取扱方針の全文という形で付けております。

説明は、概要版と要望書でしたいと思います。

資料4の概要版から説明しますが、令和3年11月11日付けで、県漁協金沢支所、西海支所、小木支所各支所運営委員長から、3者連名で、17ページにあるかご漁業（べにずわいがに）の許可の操業区域の変更等についての要望書が提出されております。

17ページの要望書を見て下さい。

要望書に書いてあるとおり、9月28日に西海支所において、べにかごの漁業者が集まりまして、今後のべにかごの許可の取扱いについて話し合いが行われました。

その中で、①について、白山瀬海域、昨年98トンの第八福栄丸で7～8月に試験操業を行いました。そこそ資源もあるといった中で、石川県として漁場の有効利用を図るべきではないかということで、この海域は20トン未満の漁船の操業に限っていましたが、なかなか20未満船で、白山瀬海域までは遠いということで、今回、20トン以上船についても操業可能としたらどうかという話がありました。

ただし、漁場も決して広いわけではございませんので、白山瀬海域の中では、かご数と連数については、3連300かごを上限とするということで話をしました。

また、②について、これは能登半島の内浦側の漁場になりますが、以前は小木のべにかごは2隻いましたが、現在は、第1宝来丸1隻のみとなっており、漁獲量200トンのうち、そこまでは漁獲をしていないということや、この海域には他にべにかご漁業者はいないので、経営を安定させるために、この海域に限り現在の3連300かごから4連400かごに変更したいという話がありました。

そこで、資料の15ページに戻っていただきまして、今回水産課としては、この要望に対して、20トン未満の漁船については、年間の漁獲量を200トンに規制しており、20トン以上の漁船については850トンに規制しており、これまでどおりなの

で資源保護上の問題は無く、また、関係漁業者からの了解も得られており漁業調整上の問題は無いことから認めることとしたいと思っております。

変更内容については、下に記載のとおり操業区域は、変更前の20トン以上の船については「距岸50海里以遠の石川県沖合海域。ただし、白山瀬を除く」と書いてあるところは、変更後は、ただし以下を削除します。

条件、いわゆる許可証の裏書きの漁具の制限にかかる部分については、20トン未満船は現行3連300かご、20トン以上船は10連、1,200かごとなっているものを、それぞれ変更後は、20トン未満船については、3連・300かご。ただし、能登東部海域、これは禄剛崎灯台真北から以東の海域のみで操業する場合については4連400かごまでとする、にします。

20トン以上船については10連・1,200かご。ただし、白山瀬海域で操業する場合においては3連300かごまでとする、にします。

本来の操業は10連・1,200かごでできるのですが、白山瀬海域については、3連300かごまでとするといった内容になっております。

16ページ目は、今ほど説明した内容について、図として表示したものになります。

なお、18ページ目に新旧対照表を20ページ目に許可の取扱方針を付けていますので、ご覧いただければと思います。

以上で、説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

新谷会長代理

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

福嶋局長

補足ですが、県内のべにずわいがにを操業している皆さんで、話合いをしてご意見をいただいて、同業の中で問題が起きないということ、また、800m以深という場所になりますので、他の県内の漁業でも、少し底曳網の方と重なることもあるかも知れませんが、他の漁業と重なることがなく、問題がないということでご提案を要望の内容のとおりをしたいと考えております。

橋本委員

資源量的には、問題がないのですか。

島田主任技師

国で実施している資源評価は、大臣許可区域と知事許可区域ということで、べにかご場合は分かれておりまして、ずわいがにとは異なります。

今のところ、知事許可区域である石川県の漁業者が使っている区域につきましては、資源の落ち込みは激しくありません。

ただ、大臣許可区域といわれる境港や、新潟で100トン超のべにかご漁船が使っている区域、大和堆やロシアの海域ぎりぎりまでのエリアなのですが、その資源は良くないということです。

本県としても、漁獲量の上限が、きちんと定められていますので、今回の連数については問題がないと考えておりますが、ずわいがにと一緒に一旦減ると、育つまでに10年近くかかりますので、慎重にしながらと思っています。

新谷会長代理

よろしいですか。

橋本委員

はい。

新谷会長代理

他になければ、かご漁業（べにずわいがに）の許可の取扱方針については、案のとおり一部改正したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

新谷会長代理

次に、議題3「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等」について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。

併せて、知事管理漁獲可能量の配分等についても説明をお願いします。

大内局次長

事務局より先に23ページの資料5の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

24ページの別紙と書いてある資料をご覧ください。

今回は、くろまぐろ（大型魚）、これは30kg以上のくろまぐろの漁獲可能量（TAC）について、令和3管理年度（令和3年4月～令和4年3月）漁期が終盤を迎えることから、県の留保を管理区分の定置の方へ配分し、TACの有効活用を図るものとしております。

現状の配分数量につきましては、6月の海区委員会で示しました数字から変わっていますので、こちらから先に報告したいと思っています。

10月11日付けで、県の大型魚と大臣許可漁業の小型魚との交換が成立しまして、県のTACは大型魚が20トン減、小型魚が20トン増となり、それに伴いまして定置網漁業区分の配分数量が変更されております。

なので、現在115.8トンは20トン増えた数字となっております。大型魚については12.9トンと20トン減った数字が現在の数字となっております。

今回の諮問では、大型魚の留保枠を県で5トン持っていますが、こちらを漁期も終盤を迎えておりますので、定置漁業の方に全量配分したいと思っています。

表で、太字で囲ってある部分ですが、今回、変更する部分については、くろまぐろ（大型魚）の下線で引いてある部分になります。留保は5トンあったものを0トンに、定置網漁業につきましては、12.9トンから5トン足しまして17.9トンということになっております。

なお、漁獲実績については、11月4日現在7.3トンで消化率は41%で、去年は突発的に入った異例の水揚げがありました。が、通常の数値であれば3月まで、100kg級のものがポツンポツンと入ってくるパターンになってきますので、大型魚よりは小型魚をしっかりと漁獲したいということで、このような形になっております。

25ページの今後の見通しについては、大型魚の主漁期、夏季になりますが、これは終了しておりますので、5トン小型魚と交換したいと思っており、国に仲介を要望したところ交換が成立しております。所定の手続き後、小型魚5トン増、大型魚5トン減となります。

小型魚の留保の配分については、2トンの留保がありますが、こちらは内浦を主体とする漁船漁業等の主漁期が終わっていないので、今後の漁獲状況を踏まえて判断したいと思っております。

もし余剰が出た場合には、定置網に配分ということになりますが、配分時には、海区委員会に諮問した上で、実施したいと思います。

以上で、説明を終わります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

新谷会長代理

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

坂下委員

小型魚の漁獲実績は、31.4トンという数字でいいのですか。

島田主任技師

漁獲実績は、現在、31.4トンということになります。

坂下委員

ということは、来年4月まで相当余りがあるということですね。

島田主任技師

そうです。元々、小型魚の漁期自体が、漁獲量のピークを迎えるのはこれからということになりますので、今は、どちらかという大型魚が入ってくる時に、少し入ったり、現在でも小さいものが入り出したりと、どちらかと言えば1月から本格的にという感じですね。

県内で1日に5トン、10トンとまとまって多く入る時もありますので。

新谷会長代理

よろしいでしょうか。

坂下委員

はい。わかりました。

角屋委員

この割当数量を超えた場合には、放流しなければならないので

すか。

島田主任技師

この割当てられている数量を超えそうになった場合には、放流ということになります。それ以外にはありません。

なお、県定置網協会の役員会では、本当に使わない場合は、余っている方も足りない方に譲ってもいいのではないかという話がありました。

そういうことをお互いの合意の上でもやりたいなと思っています。

新谷会長代理

よろしいでしょうか。

角屋委員

わかりました。

太田委員

意見としてなのですが、今年は、昨年に比べて小型魚が沢山獲れました。

いか釣りをしている場合、マグロがいる場合があり、いか釣りの針に引っ掛かってくる場合があります。

今まではそのようなことは無かったのですが、このくろまぐろが来ると魚探の反応が全く消えてしまって、イカが1尾も揚がってなくなると、そういう状況になっています。

だから、相当増えているのではないかと思います。

島田主任技師

そのようなことは、石川県に限らずいろんな県で見られています。マグロにトンボが切られるとか。

太田委員

いか釣りに影響が出てきているのが現状です。

私は曳き縄もやっていますが、小型魚は、みんな放流しています。

それで、来年も来たら結構いか釣りに影響があるのかなと思います。

島田主任技師

毎年、増えているのは、皆さんが曳き縄、定置、まき網も含めて、努力していただいている成果だと思います。

漁獲量を増やすためには、国際会議で小型魚の枠の増加というものを勝ち取らないといけない。

そうしないと、石川県の枠が増えてこないのですが、これがなかなかイカで影響が出て、沖でドンドン飛んでいるという状況があっても、評価上はまだまだと難しいのです。

太田委員

内海でも、飛んでいる。

島田主任技師

そのことが、国際会議で、アメリカであったり、こんなに資源管理をして増えているのだから、増枠してほしいと交渉しているのですが、今期も終わっていませんが、大型魚の増枠は認められたのですが、小型魚の増枠は、厳しい目でみられています。

これは、引き続き太田委員の言われたことだったりとか、いろ

んな声を県としても国にしっかりと上げて、国際会議でこれだけ増えていることを、どんどんアピールしていく材料になるのではないかと思います。

太田委員 材料にしようとしたら行動がないと駄目です。

島田主任技師 写真とかも撮っていただいておりますので。

太田委員 動画でも1回、渡したことがありました。

島田主任技師 はい。例えば沖でピョンピョン飛んでいるとか、1人乗りで難しいかも知れませんが、携帯などで撮って頂いたりとか、そういうのも集めながら、日本では釣れない魚が増えて、釣りたい魚が獲れないというのは歯がゆい状態になっているので、何とか勝ち取れるように国にも伝えて頑張りたいと思っています。

新谷会長代理 よろしいですか。

太田委員 はい。わかりました。

新谷会長代理 他になれば「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の配分等」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

新谷会長代理 次に、議題4「10月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

須沼専門員 水産課の須沼です。
それでは、10月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、27ページの資料6になります。

[資料-6に基づき説明]

新谷会長代理 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

新谷会長代理 それでは、「その他」で何かございますか。

坂下委員 水産総合センターの方がいないようだけれど、タラは子供を産んだら死んでしまうものですか。

これから、タラの季節になります。

普段は、水深300m程にいますが、それが1～3月の産卵期になると、堤防の先あたりで網に掛かるわけですが。

腹に子を一杯もっていますが、これは産卵したら死んでしまう

ものか、教えていただきたいのですが。

橋本委員 底曳網なら、子を出したものも生きていますが。

五十嵐委員 死ぬことはないと思います。何年か生きると思います。

坂下委員 子供を産んで、また、海に戻るわけですか。

五十嵐委員 はい。次の年また、産卵に回遊してきます。

坂下委員 戻ると言っても、輪島なら40～50km（距離）もあるが。内浦なら崖になっているから、近いけれど。輪島沖なら浅いところばかりだから。

新谷会長代理 今ほどの意見に確かな回答を得るためにも、水産庁等に問い合わせてもらって回答をいただければと思います。

勝木委員 良い意見です。ちなみにタラの産卵は生涯にわたって一回だけですか。

新谷会長代理 何回もすると思いますが。

福嶋局長 それでは水産総合センターに資料を整理していただいて、来月の委員会で説明していただきたいと思います。

武田次長兼水産課長 とりあえずの情報なのですが、5歳位で卵を産むようで、長く生きるものは10歳までは生きるということで、何回も産卵するようです。
なお、マダラの生態は、次回の時に説明したいと思います。

新谷会長代理 坂下委員、そのようにはかりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

坂下委員 わかりました。

新谷会長代理 その他で他にないようであれば、ここでズワイガニの解禁状況について、水産課より報告をお願いします。

島田主任技師 今年11月6日が休市日ということで、臨時開市でしたけれども、橋立、かなざわ総合市場で市場が開きまして、水揚げがありました。
毎年、解禁日については口頭報告になるのですが、初日の水揚げは、センターの情報によりますと、漁海況情報にも書いてありますが、雄ガニが15.9トン、雌ガニが42.4トンということになっております。
雄の方は量ベースで2割程少なく、雌の方は地区によるばらつきはあり、橋立の方はそんなに多いわけではありませんが、金沢

の方の船は満船という船が多数いるということでした。

あとは、箱数で言いますと雌の大型のもの、15入り、20入りが多いという印象です。そうなると、箱数も増えますので、トータルでいくと雌の方は、資源でいうとあまりよくないと言われている中で、初日は思った程には下がらずに前年並みということになっています。

金額の方で言いますと、単価は2～3割アップということになりますが、初日「輝」の500万円であったり、輝以外でも橋立では80万円の値がつき、その他も全て10万円超えという単価をつけていますので、例年とは異なり一概には言えませんが、加能ガニについては、初日の単価は2～3割アップということになっています。

数量が2～3割減で、単価が2～3割アップということで、水揚げトータルで言うと加能ガニの水揚げ金額は昨年並となっています。

また、雌については、昨年度は2つの要素がありまして、GoToトラベルが始まっているということと、金曜日というのが追い風で、雌の単価は最高でした。

そういう意味では、本年度は土曜日ということで、単価そのものは昨年の高いものに比べれば落ち込んでいますが、そこまでの落ち込みが無かったので、水揚げ金額はトータルでだいたい昨年並ということになっています。

まとめますと、水揚量トータルで言えば、雄については2～3割減、雌については昨年並、金額については、雄が昨年並、雌は昨年よりやや減という感じになっていますので、今年は臨時開市で当初はどうなるかと思いましたが、思ったよりも大きく落ち込むことがなく、また、幸い「輝」のデビューと合わせて、輝以外のカニも、カニ1グランプリというものについても、良い値段がつけてもらったということで、未だに、盛り上がりもみせているという、なかなか時化が続いて、出ていないのですが、まだまだこれからかなと思っております。

以上で報告を終わります。

新谷会長代理

今程、報告がありましたが、橋本委員から何かございますか。

橋本委員

底曳網の方は、前からトップブランドの話はあったわけですが、なかなか小型底曳との合意が得られなくて難しいところがありました。

今年は、底曳網の連合会を立ち上げまして、石川県の全部、珠洲から加賀まで、全ての漁業者の代表者が集まりまして、会議ができるようになりました。

そこで「輝」の件につきましても合意できましたし、県漁協の方にもお願いしましてプロモーションの予算もいただいて、その予算の中でできることを全部やろうということで、県庁の方を含めて、若い人を中心に頑張っていたいただいた結果、良い値段が出まして、それが追い風になりまして、500万円ということで全国的にも有名になりまして、全国の新聞やテレビにも取り上げていた

できました。

今後も、今週の金曜日の朝の番組に30分程、操業の出るところから獲るところまでを放映していただくということで、やっと越前ガニや松葉ガニに比べて加能ガニのネームバリューは少なかったのですが、やっと追いついてきたかなと思います。

この流れに乗って、どんどんと加能ガニの知名度を上げていきたいと思っています。

今までは、ネーミングが悪いとか、ご指摘があったのですが、本気になって広報活動をすれば、加能ガニという言葉を使っただけですし、この名前を知っていただければと思っていますし、県漁協としては、これが第1弾みたいなものなので、次はブリであるとか、四季折々の魚を、SNS等にも漁師の方に出発していただき発信しておりますが、継続して行って石川県の魚というものを全国的に売って、沢山の方に石川県に来ていただきたいと思っています。

現に、今は加賀温泉とか、GoToトラベルも始まっていませんが、温泉の予約が一杯になっております。カニの威力は凄いなと思っています。

そして、全国にいろいろなものを発信していく、県漁協としてはそういう形で進めていきたいと思っています。

以上です。

新谷会長代理

はい。それに関連して島田さん、加賀沖とか珠洲沖とかの漁場には、カニやアカガレイの保護礁が2ヶ所ほど入れてありますが、輪島沖や金沢沖にも入っているのですか。

橋本委員

入っています。

島田主任技師

ズワイガニ魚礁とアカガレイ魚礁と2つですけれども入っています。金沢沖にも入っています。

新谷会長代理

この珠洲の500万円の「輝」1号の獲れたところは、魚礁の効果があるのではないかなと思うような海域です。

昨年も、珠洲の方が一番大きかったし、このカニも同じ海域だったし、禄剛崎の沖に比べるとコウバコもズワイもDNAの違いがあるのかも知れませんが、型が大きいのです。

橋本委員

今回はとにかく、珠洲や橋立や金石と言わないで、自分のところばかり主張するのではなく、全県下でやるということで、基本的に県底の連合会では、石川県のカニをアピールするんだよということで、石川県のカニは美味しいということで全国に発信して、輪島のカニも珠洲のカニもみんな美味しいのだよということで、進めていくつもりでおります。

確かに、場所によってはいろいろな問題はあるのですが、あとは資源管理が大事だということです。

稚ガニの獲れるところを曳かないとか、改良網を使って稚ガニを生かすとか、あまり無理な操業をしないとか。

資源管理で、特に橋立の方だと、三国の関係で水ガニが漁獲されていたのですが、それが漁獲されずに管理されることによって2～3年前は非常に減っていたのですが、今年は、資源的には回復してきておりますし、そういう資源管理というのは、県底連合会でそれを中心に話し合っていきたいと思います。

新谷会長代理

はい。

他の地域はわかりませんが、珠洲ではカニの漁期が終わったら魚礁の周りとかを水深を決めて網を入れないとか、漁業者自らが努力をしております。

島田主任技師

保護礁がというよりは、橋本委員からも言われたように、保護礁というのは、その海域に網があてないようにしているものなのです。

それが、結局良いということなのです。保護礁があろうがなかろうが、水ガニや稚ガニの多い場所では、網をあてないエリアを決めておけば、カニは守られます。

そういうカニが生育する場所に、保護礁を入れてあるので、それでカニが保護されて網をあてられませんので、あとは、保護礁から出てくるしみだし効果とかがあって、それで保護礁が上手く機能しているということなのだと思います。

ですから、保護礁そのものの効果というよりは、保護礁はカニを守るために入っているという位置づけなので、保護礁があるなしではなくて、網をあてないような努力するというようなことで、カニが守られていくのではないかと思います。

新谷会長代理

いずれにしても、底曳網にとっては、カニ漁はドル箱ですから、皆さん自らが、努力していると思います。

島田主任技師

新谷会長代理が言われるように、底曳の連合会ということで、なかなか珠洲の人の取組みと、橋立の人と三国との話のことなど、意外とわからない部分があったのですが、ズワイガニという底曳の最も大切な資源を、守らないといけないということに関しては、皆さん共通意見なので、引き続き連合会の中で、小型底曳の10トン未満の方も、15トン以上の大きな船の方も一緒になって、ズワイガニを守るための取組みを各地域毎に推進できるようにしていきたいなと思っています。

新谷会長代理

橋本委員には、今後意見の取りまとめをして、資源管理に努めていただきたいと思います。

橋本委員

とにかく、県下一体となって取り組んでいくことが大切だと思っておりますので、そのように進めていきたいと思っています。

新谷会長代理

ズワイガニについては、よろしいでしょうか。
他になれば、事務局からございますか。

大内局長

次回の委員会につきまして連絡します。
次回は12月14日（火）13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。
なお、コロナウイルスの方は落ち着いておりますけれども感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

新谷会長代理

皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

新谷会長代理

委員各位には、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございます。
以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会長代理 _____

署名委員 _____

署名委員 _____